

役員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人やよい福祉会（以下「この法人」という。）の定款8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事といい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 業務執行理事とは、理事のうち、この法人の主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、業務執行理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 理事長・業務執行理事 報酬（別表第1による）
- (2) 非常勤の役員 報酬（別表第2による）
- (3) 評議員 報酬（別表第3による）

(報酬等の額の算定方法)

第4条 業務執行理事に対する報酬の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額

(報酬等の支給方法)

第5条 業務執行理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、次に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月20日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第24条の規定に準じて支給）

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあった都度、支給する。
- 3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第 6 条 役員・評議員が出張する場合は、別に定める旅費規程（「就業規則」に準拠する）に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員・評議員が職務遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに業務執行理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 業務執行理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いたに数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、業務執行理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数処理)

第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 9 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行なうものとする。

附則 この規程は、平成 29 年 6 月 21 日より施行する。

この規定は、令和元年 7 月 23 日より施行する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額	備考
理事長	月額 300,000円～500,000円	法人の役員を兼務し 給与が支給されてい る職員には支給され ない。
業務執行理事	月額 200,000円～300,000円	

別表第2（非常勤役員の報酬）

(1) 理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

(2) 監事

	日額
監事監査等への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

別表第3（評議員の報酬）

	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円